

令和6年度（2024年度）熊本市短期集中予防サービス業務受託事業者募集要領

1 目的

身体機能や生活機能の低下等により、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、個々の状態に応じた通所型・訪問型の短期集中予防サービス（以下「事業」という。）を実施することにより、身体・口腔機能の向上や栄養状態の改善を図り、要支援及び要介護状態になることを予防するとともに、在宅や地域において自立した生活ができるよう支援すること。

熊本市では、対象者に対する事業を効果的かつ継続的に実施するため、以下のとおり事業の受託事業者を募集する。

2 事業の種類

事業の種類は次の通りとし、プログラムごとに委託する。

各プログラムの内容については、熊本市短期集中予防サービス業務委託仕様書の通りとする。なお、複数のプログラムへの応募も可とする。

- (1) 運動機能向上プログラム
- (2) 口腔機能向上プログラム
- (3) 栄養改善プログラム

3 事業の実施方法等

- (1) 実施主体・・・・・・・・熊本市
- (2) 運営主体・・・・・・・・受託事業者
- (3) 委託期間・・・・・・・・契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで
- (4) 委託料・・・・・・・・各プログラム、1人1回あたり3,300円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする
- (5) その他・・・・・・・・詳細については、契約書及び仕様書で定めることとする

4 提出書類

- (1) 【様式1】熊本市短期集中予防サービス業務受託申請書
 - (2) 【様式2】短期集中予防サービス業務計画書
 - (3) 【様式3】職員配置表
 - (4) 【様式4】参加資格審査調書
 - (5) 資格証明書の写し
 - (6) 見積書（任意様式）
- ※ 【様式2】【様式3】及び資格証明書の写しは、応募するプログラム1つにつき1枚ずつ提出すること。

5 基準及びその選定方法

- (1) 提出された申請書等の記述内容について書類審査を行う。プログラムは、具体的に創意工夫を織り交ぜた内容とすること。
- (2) 審査後、事業を適切に実施できると認められる事業者を選定・登録する。
- (3) 受託事業者の登録と合わせて、事業者の実施体制に応じて送迎可能圏域（小学校区ごと）の登録を行う。登録された事業者情報及び圏域については、市で取りまとめの上、地域包括支援センターに情報提供を行うこととする。

6 事業の実施依頼

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが事業対象者の状況に応じて、登録事業者へ事業の実施を依頼する。対象者の意向や送迎の要否等を踏まえ、特定の事業者に偏らないように、事業の受入可能人数や時間帯等を考慮して依頼することとする。

7 応募資格

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (8) 仕様書に記載されている業務を適切に実施するための要件等を満たすこと。

8 応募方法等

- (1) 提出場所 熊本市中央区手取本町1番1号
高齢福祉課（本庁舎10階）
- (2) 提出方法 窓口へ持参又は郵送
- (3) 問合せ 電話番号：096-328-2963（直通）
Eメール：koreifukushi@city.kumamoto.lg.jp

- 9 提出部数 原本1部
- ※ ファイリングの必要はありません。
 - ※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承下さい。
 - ※ 提出後の内容変更はお受けできません。本市が必要と判断した場合は、差替を求めることがあります。
- 10 審査結果 審査結果については、決定次第書面にて通知する。
- 11 その他 申請に関する費用は無料。ただし、その他証明書等に関する費用は、事業者の負担とする。